

1-13 電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて

第1 令第13条第1項の規定により、電気設備が設置されている部分に関する事項

1 令第13条第1項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分で、床面積が200平方メートル以上の防火対象物又はその部分には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が該当するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- (1) 配電盤又は分電盤又は制御盤のみのも
- (2) 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための可燃性の油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- (3) 電気設備のうち容量が、20キロボルトアンペア未満（同一場所に2以上設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）のもの
- (4) 蓄電池設備で、その蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるもの
- (5) 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの
- (6) 配線、照明、電動機等
- (7) 急速充電設備で、その全出力が20キロワット以下のもの

2 電気設備が設置されている部分の床面積とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5メートルの線で、囲まれた部分の面積（同一の室内に電気設備が2か所以上設置されている場合はその合計面積をいう。）をいうものであること。ただし、専用不燃区画（自閉式等）で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。（別図参照）

3 電気設備が設置されている部分に対する特例

(1) 次のいずれかに該当する場合で、電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置したときは、令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を省略して差し支えないものであること。

ア 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの

イ 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備

ウ 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）、蓄電池設備の基準（昭

和48年消防庁告示第2号)又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和50年消防庁告示第7号)に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備

エ 密封方式のOF(Oil Filled)ケーブル油槽

オ 発電機又は変圧器で、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

(2) 電気設備が設けられている場所が、次のア及びイに該当し、かつ、電気設備がウに該当する場合には、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備(警備員等が常駐するものに限る。)とすることができるものとする。

ア 主要構造部を耐火構造とした専用の構造物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであり、かつ、延焼のおそれがないものであること。

イ アの建造物の開口部には、防火戸(自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。)を設けたものであること。

ウ 電気設備には、火災が発生した場合、自動的に電流を遮断する装置が設けられていること。

第2 条例第40条の4第1項第2欄の規定により、電気設備が設置されている部分に関する事項

1 条例第40条の4第1項第2欄に規定する無人変電設備

無人とは、原則として同一敷地内に関係者が常時駐在していないものをいう。なお、次のいずれかに該当する場合は、無人変電設備として扱わない。

(1) 夜間、休日等で無人状態となるもの。

(2) 付近の別の敷地内に関係者が常駐しており、有効な巡視が行われているもの。

(3) 当該設備の状況を監視することができる制御所(関係者が常時勤務し、当該設備に火災及び事故等が発生した場合(同時多発時を含む。)、直ちに出勤できる体制にあるものに限る。)において、遮断機の操作及び保護継電器等の操作状況の監視並びに火災発生 of 覚知ができ、かつ、火災発生の場合、当該制御所から速やかに通報ができるもの。

2 無人変電設備等に特殊消火設備を設置した場合にあっては、常時人のいる場所に特殊消火設備が作動した旨を把握できるように移報すること。

3 全出力の算定について

(1) 変電設備の全出力

変電設備の全出力の算定は、変圧器の定格容量キロボルトアンペア(一の変圧器の容量が5キロボルトアンペア未満のものは除く。)の和に次の表の係数を乗じて算定すること。この場合、主変圧器(連絡変圧器)の二次側に接続さ

れる変圧器の容量は含まないものとする。また、2以上の専用不燃区画に分散して設けた変圧器は、当該専用不燃区画ごとに算定するものとする。

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係数
500未満	0.80
500以上1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

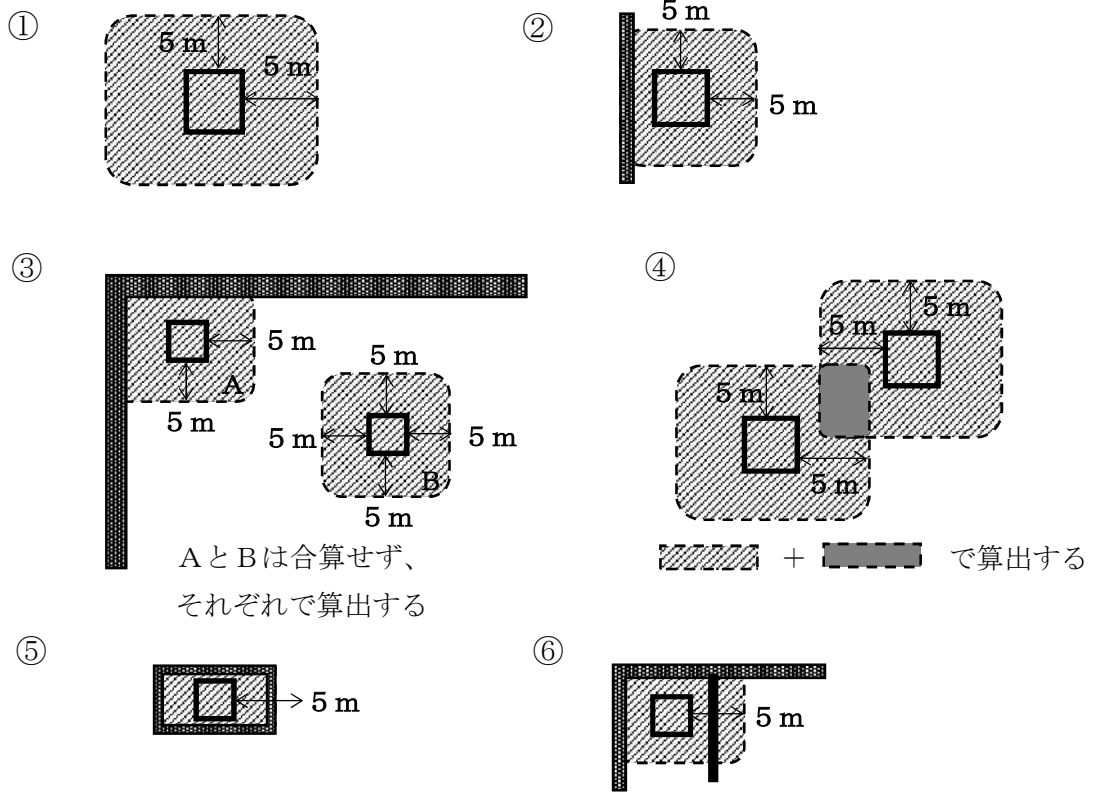
(2) 発電設備の全出力

発電設備の全出力は、当該設備の定格容量キロボルトアンペアに発電機の効率を乗じて得た値の和により算定すること。ただし、2以上の専用不燃区画に分散して設けた場合は、当該専用不燃区画ごとに算定するものとする。

第3 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に関する事項

- 1 令第13条第1項の規定により、鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）で床面積200平方メートル以上の防火対象物又はその部分に特殊消火設備を設置することとされているが、この場合の「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が350キロワット以上のものが設置されている場所が該当するものであること。
- 2 鍛造場等の床面積の算定は、第1.2によること。（別図参照）
なお、同一の室内（専用不燃区画）に設置されている全ての該当設備の面積を合算するべきであるが、鍛造場等の距離が10m以上離れ、可燃物等がなく延焼の危険がないと判断される場合は、令第32条の規定を適用することは差し支えないものとする。
- 3 火気使用設備のうち燃料にプロパンガス、都市ガス等の可燃性ガス又は灯油、重油等の液体燃料を使用するものにあつては、当該設備の燃料の供給を消火剤放射前に停止できる構造とすること。この場合、消火設備が自動式のものにあつては、停止装置を自動式とすること。
- 4 鍛造場及び金属溶解設備が設置されている部分に設置する特殊消火設備は、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備とすることができるものとする。

電気設備・鍛造場等が設置されている部分の床面積の算出方法(図解)



【凡例】

- 電気設備等
- ▨ 床面積算定部分
- ▩ 専用不燃区画(自閉式等)
- ▬ 専用不燃区画(自閉式等)以外の区画

